

コーポレート・ガバナンス報告書

2025 年 12 月 25 日

株式会社サポート

代表取締役社長 鈴木 敦司

問合せ先：取締役管理部長 横川 昇

03-3831-3981

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「想いを結び明日へつなぐまちづくり」という経営理念に基づいてまちづくりコンサルタントとしての事業活動を行っております。また、株主の皆さまやお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指すことをコーポレートガバナンスの基本的な方針と考えております。これらを実現するために、経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、企業としての社会的責任を果たしたいと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
鈴木敦司	1,490,000	81.0
佐藤清文	150,000	8.1
朝倉洋一	100,000	5.4
鎌滝裕司	50,000	2.7
大和ハウス工業株式会社	25,000	1.4
戸田建設株式会社	25,000	1.4

支配株主名	鈴木 敦司
-------	-------

親会社名	なし
------	----

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	9月
業種	建設コンサルタント業・不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3名以内
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役監査の実効性を高めるため、内部監査責任者及び監査法人との連携を図っており、それぞれが行った監査の実施状況と結果等の報告を受けるとともに意見交換を行う三様監査を行い、各監査の実行の確保に努めております。
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤 一宏	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
佐藤 一宏	—	—	同氏は当社が税務関連事務を依頼していた小林会計事務所(現 小林関根合同税理法人)の当社担当の職員でありましたので、当社の財務に熟知しており、適任だと判断しております。 なお、現在は同氏が所属している小林会計事務所(現 小林関根合同税理法人)と当社には、取引等の利害関係は一切ありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

その他独立役員に関する事項

該当する事項はございません

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社では取締役報酬の総額を開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬及び監査役報酬は、株主総会において役員報酬の総額を決議し、その後、取締役会にて各取締役の報酬額を決定しております。なお、算定方法の決定方針は開示しておりません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、随時必要な情報共有に努め、特に重要な案件については、取締役会開催前に個別に情報共有を行なっております。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会 当社の取締役会は、5名の取締役で構成されております。 取締役会は、法令、定款及び株主総会議決に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規定等の会社運営の基本となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告する者としており、これをもとに取締役会は取締役の職務執行を監督しております。 (2) 監査役 当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。監査役は監査役監査基準に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監査するとともに、適宜必要な意見を述べております。 (3) 内部監査 当社の内部監査は内部監査責任者を管理部長、内部監査担当者を管理部員とし、内部監査規程及び内部監査計画書に基づき、各部門の業務に関する監査を実施しております。管理部門への内部監査は事業部門の内部監査担当者が実施しております。監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。 (4) 会計監査 当社は、ふじみ監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規程に基づき監督を受けております。なお2025年9月期において監査を執行した公認会計士は、濱島能文氏、淡路洋平氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務に係る補助者は公認会計士3名であります。 なお当社と同監査法人及び監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由と致しましては、事業内容及び企業規模等を鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮できるという観点から、上記の様な体制が当社にとって最適であると考えているためであります。
--

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IR に関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載しております。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部にて対応をしております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	実施しておりません

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者による業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(イ) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、当社の正当な企業価値を守るために、「反社会的勢力排除規程」を策定し、当社の全役員、従業員に周知徹底しております。反社会的勢力による不当要求には一切応じず、被害を防止するために、警察、暴力団追放運動推進都民センター及び弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応しております。尚、暴力団追放運動推進都民センターへは 2022 年 4 月から賛助会員として加入しております。

(ロ) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

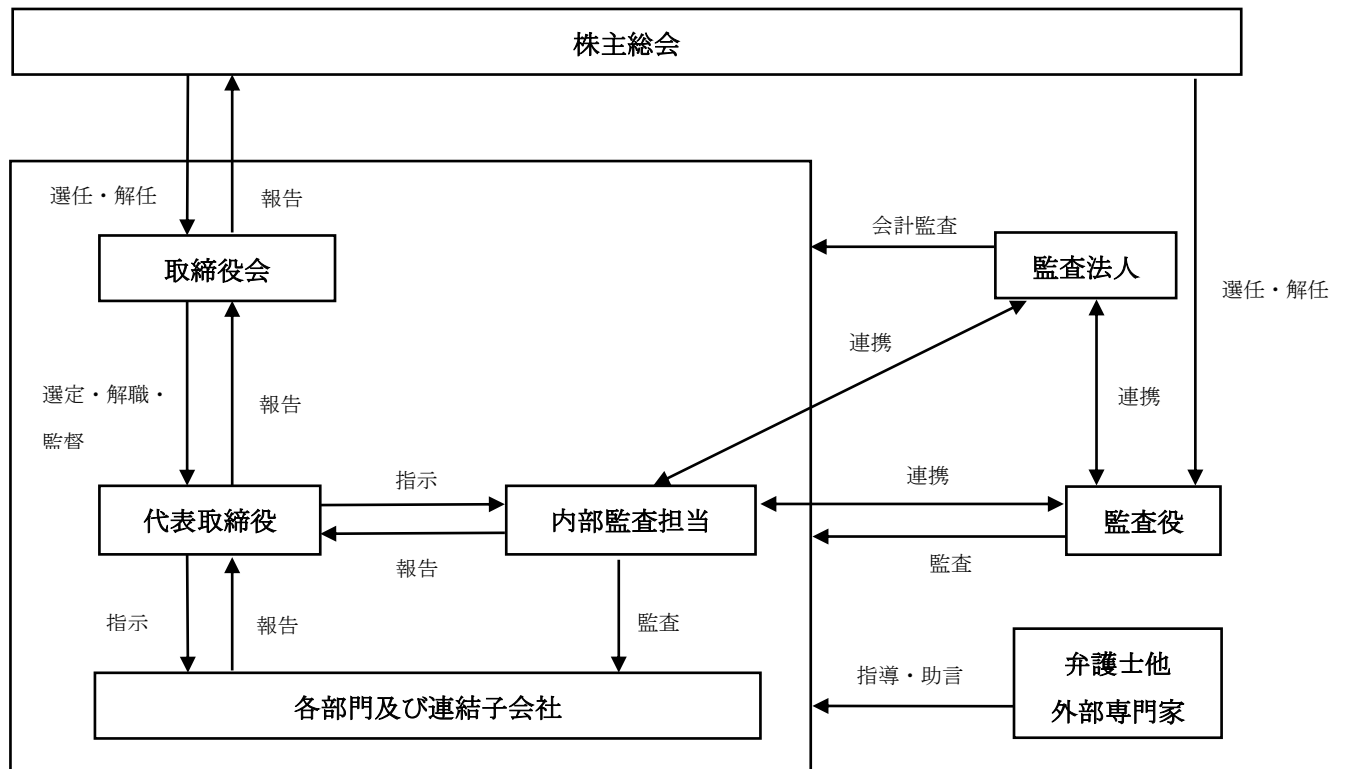
新規の取引先については取引開始前に、既存の継続取引先については原則として年に 1 回、反社チェックを実施しております。さらに、取引先との間で締結する契約書については、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込むものとしております。

V. その他

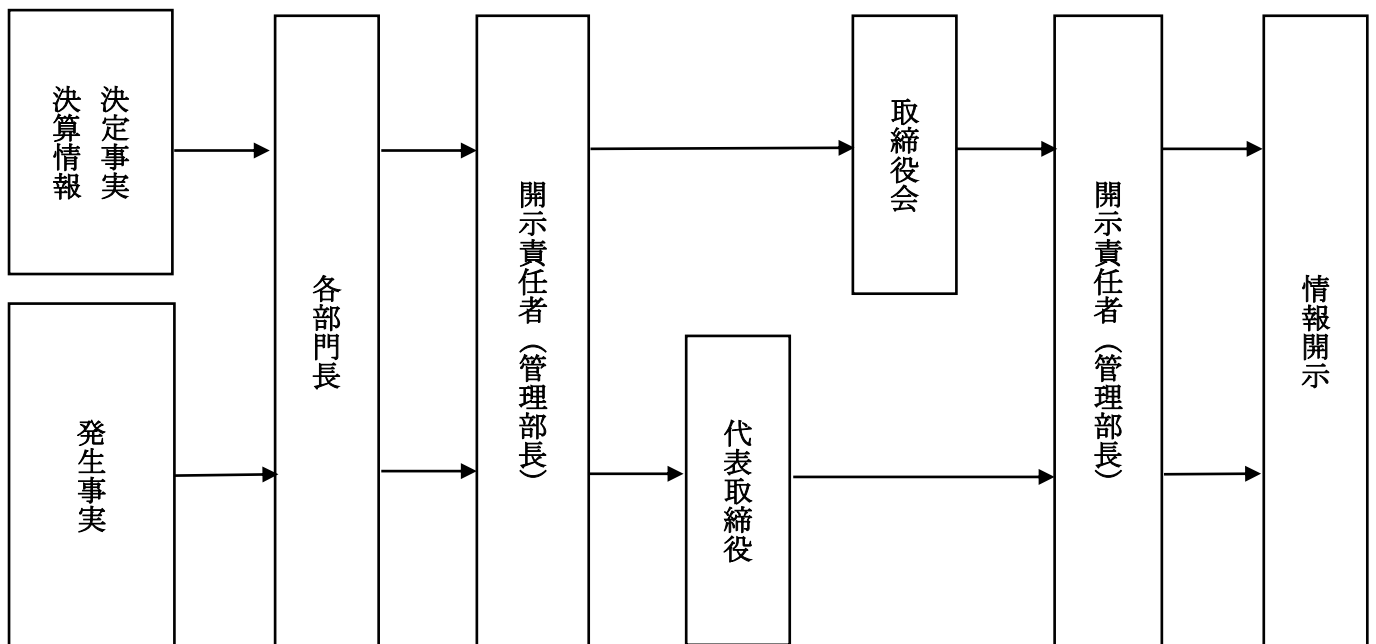
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】



以上